

○厚生労働省令第十七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第一(第四条の二関係)

毒物

一〇五 (略)

十六 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル
|| (Z) | (一RS・三RS) | 三―(二―クロロ―三・三
・三―トリフルオロ―一―プロペニル) | 二・二―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及び
これを含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフル
オロ―四―メチルベンジル|| (Z) | (一RS・三RS) |
三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペ
ニル) | 二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
一・五%以下を含有するものを除く。

十六の二〇二十三 (略)

劇物

一〇四十三の三 (略)

四十三の四 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベ
ンジル|| (Z) | (一RS・三RS) | 三―(二―クロロ―
三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル) | 二・二―ジ
メチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン
一・五%以下を含有する製剤

四十三の五〇六十七 (略)

改正前

別表第一(第四条の二関係)

毒物

一〇五 (略)

十六 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル
|| (Z) | (一RS・三RS) | 三―(二―クロロ―三・三
・三―トリフルオロ―一―プロペニル) | 二・二―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及び
これを含有する製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフル
オロ―四―メチルベンジル|| (Z) | (一RS・三RS) |
三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペ
ニル) | 二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
○・五%以下を含有するものを除く。

十六の二〇二十三 (略)

劇物

一〇四十三の三 (略)

四十三の四 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベ
ンジル|| (Z) | (一RS・三RS) | 三―(二―クロロ―
三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル) | 二・二―ジ
メチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン
○・五%以下を含有する製剤

四十三の五〇六十七 (略)

附 則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十六号）の施行の日から施行する。